



令和2年1月20日

かすみがうら市教育委員会
教育長 大山 隆雄 様

かすみがうら市学区審議会
会長 額田源衛



答申書

令和元年12月16日付、か教諮問第1号で諮問を受けました「千代田中学校区の統合校の学区」について、かすみがうら市学区審議会では、子どもたちの未来のため、よりよい教育環境の実現を目指し、慎重に審議を行いましたので、以下のとおり答申します。

1 志筑小学校、新治小学校、七会小学校、上佐谷小学校、千代田中学校による統合予定の義務教育学校の学区及び小規模特認校制度の適用について

- 義務教育学校の学区については既存の5校の学区とし、併せて小規模特認校制度の適用が適当である。なお、上稻吉地区の一部(清水地区)においては、これまでと同様に小中学校選択可能区域(義務教育学校と下稻吉小学校、下稻吉中学校)とすることが望ましい。

2 学区及び小規模特認校制度の適用の理由

- 義務教育学校は、志筑小学校、新治小学校、七会小学校、上佐谷小学校の概ね中心に位置する千代田中学校の敷地内に整備することから、既存の5校の学区を義務教育学校の学区とすることが適切である。

また、市内で初めての義務教育学校となり、施設一体型の特徴を生かした特色ある学校として効果が期待されるほか、児童・生徒数の将来的な減少が千代田中学校区においても想定されることから、市内全域からの児童・生徒の通学を可能とする小規模特認校制度の適用も妥当である。

《答申にあたって》

本審議会では、児童・生徒数の減少が続いている状況において、子どもたちの未来のための教育環境をよりよいものにしていくためには、小中学校の統合



による適正規模化を推進することが喫緊の課題であるとし、本審議会において慎重に審議を行いました。

義務教育学校の学区については、これまでに統合校の位置や統合時期、校舎等の整備計画などを協議してきた経過を踏まえ、既存の5校の学区として統合を進めることが適切であると考えます。

また、より多くの子どもたちが、多様な考えにふれあいながら好ましい人間関係を築き、集団を通して切磋琢磨したりする環境を体験することができるようにするため、1学年2学級を維持する必要があることから小規模特認校制度を適用することも妥当であると考えます。

なお、小規模特認校制度の運用開始にあたり、未就学児の家庭も含め、広く制度の周知を行っていただくことを望みます。